

## 二級・木造建築士死亡届

平成  
下記の者は、令和 年 月 日死亡致しましたので、関係書

類を添え、建築士法第8条の2第1号の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

連絡可能な

日中のご連絡先

### 記

- ふりがな
- 1 氏 名
  - 2 生年月日
  - 3 性 別
  - 4 登録番号 二級・木造建築士 第 号
  - 5 登録年月日